

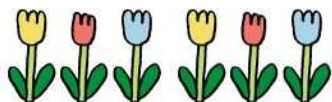


令和9年度 土岐市

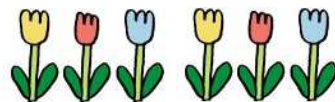


こども園等入園申込案内

(こども園・保育園・地域型保育事業所)



**大切なことが書いてあります。
内容はすべてご確認ください。**



◆お問合せ

土岐市役所 幼稚園・こども園課（市役所1階）

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話 0572-54-1111（内線）186・187

この冊子は、令和9年度末まで保管してください。

目次

1	こども園・保育園・地域型保育事業所とは	1
2	教育・保育給付認定	1
3	学齢早見表	2
4	入園選択フローチャート	2
	土岐市こども園・保育園・地域型保育事業所一覧	3
5	入園申込の流れ（4月入園の場合）	5
6	こども園（幼稚園部）	6
7	こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所	7
8	利用調整	10
9	育休・産休について	13
10	利用にあたっての注意事項（重要）	14
11	利用者負担額	15
12	こども園等での生活	18
13	園からのお願い（公立園）	19
14	年度途中での入園・広域入所・私的契約	21
15	特別保育	22
16	よくある質問と回答	24



1 こども園・保育園・地域型保育事業所とは

【こども園】

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設

年齢	区分	利用できる保護者
0～2歳児	保育園部	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
3～5歳児	保育園部	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
	幼稚園部	制限なし

【保育園】

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

【地域型保育事業所】

定員20人未満で、0～2歳児のこどもを保育する施設

2 教育・保育給付認定

こども園等を利用するには、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は3つの認定区分に分別され、認定区分ごとに利用可能な施設が異なります。

＜3つの認定区分＞

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号（教育認定）	満3歳以上	不要	教育標準時間	こども園(幼稚園部) 幼稚園
2号（保育認定）	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	こども園(保育園部) 保育園
3号（保育認定）	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	こども園(保育園部) 保育園 地域型保育事業所

認定については、教育・保育給付認定の内容を記載した通知書を交付しますが、市外の施設等の利用により「支給認定証」が必要な方は、土岐市役所幼稚園・こども園課まで申し出てください。

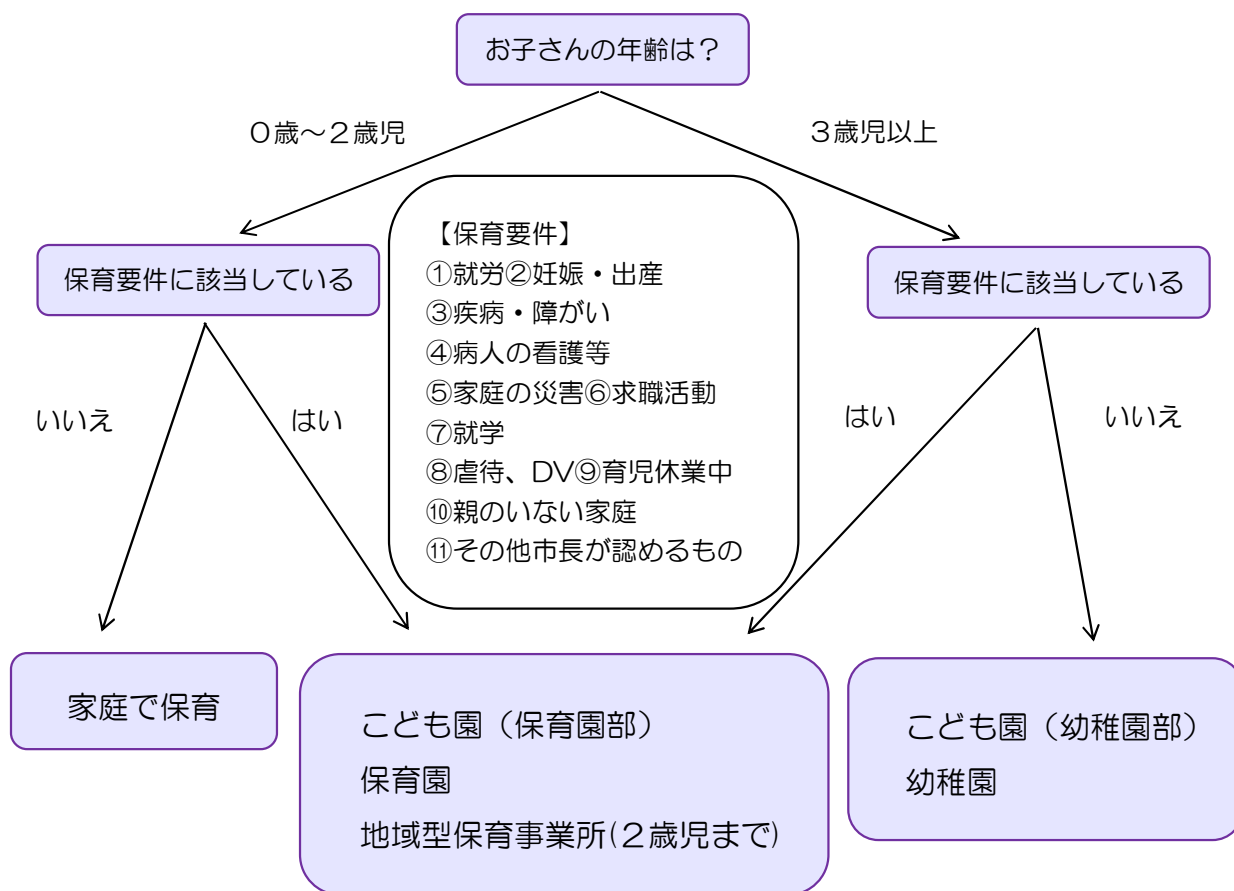
3 学齢早見表

令和9年4月1日時点の年齢が基準となります。

乳児（0歳児）	令和8年4月2日生～（生後57日目から入園できます。）
1歳児	令和7年4月2日生～令和8年4月1日生
2歳児	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
3歳児（年少）	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
4歳児（年中）	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
5歳児（年長）	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生

4 入園選択フローチャート

こども園・保育園・幼稚園・地域型保育事業所 選択フローチャート



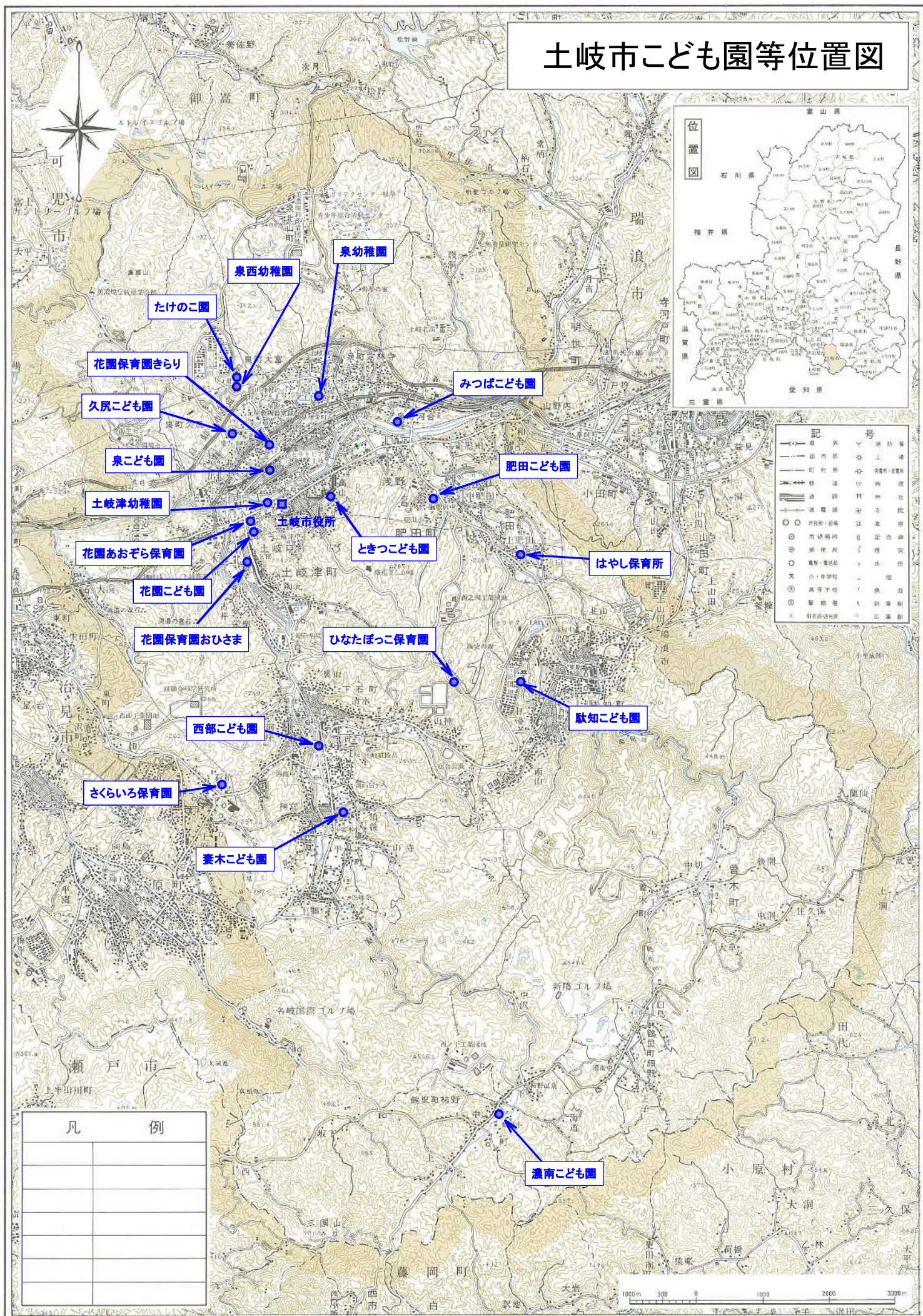
土岐市こども園・保育園・地域型保育事業所一覧

令和 9 年度

保育所等名	所在地・電話	校区	受入年齢	土曜日 保育	保育時間 () 内は土曜日
公立	西部こども園	下石町 1015-1 ☎57-2520	下石小学校区 57 日目から 5 歳児	泉こども園 で合同	7:30~19:00
	妻木こども園	妻木町 1357 ☎57-2514	妻木小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00
	濃南こども園	鶴里町柿野 1184-1 ☎52-2101	濃南小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00
	駄知こども園	駄知町 1858-1 ☎59-5103	駄知小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00
	肥田こども園	肥田町肥田 2285-1 ☎54-5629	肥田小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00
	みつばこども園	泉町河合 735-2 ☎55-3777	泉小学校区 1 歳児から 5 歳児		7:30~19:00
	泉こども園	泉町久尻 12-1 ☎54-7752	泉小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00 (7:30~18:30)
	久尻こども園	泉町久尻 948-1 ☎55-5202	泉西小学校区 57 日目から 5 歳児		7:30~19:00
私立	ときつこども園	土岐津町高山 427-3 ☎55-6805	土岐津小学校区 1 歳の誕生日 から 5 歳児	○	7:30~19:00 (7:30~18:30)
	花園こども園	土岐津町土岐口 974-1 ☎55-4021	土岐津小学校区 57 日目から 5 歳児	花園こども 園で合同	7:30~19:00 (7:30~18:30)
	花園あおぞら 保育園	土岐津町土岐口 1924-1 ☎54-1211	— 57 日目から 2 歳児		7:30~19:00 (7:30~18:30)
地域 型保 育事 業所	はやし保育所	肥田町肥田 538 ☎59-3441 (林)	— 57 日目から 2 歳児	○	7:00~19:00 (7:00~18:00)
	ひなたぼっこ 保育園	下石陶史台 1-2267-7 ☎44-7600	— 57 日目から 2 歳児	○	7:30~18:30 (7:30~17:30)
	土岐共同保育所	泉町久尻 1410-2 ☎54-4820	— 57 日目から 2 歳児	○	7:00~19:00 (7:30~15:30)
	花園保育園	土岐津町土岐口 914-3-2 ☎51-4445	— 57 日目から 2 歳児	花園こども 園で合同	7:00~19:00 (7:30~18:30)
	おひさま	—	—		—
	花園保育園	泉郷町 4-23-1 ☎51-6358	— 57 日目から 2 歳児	園で合同	7:30~19:00 (7:30~18:30)
業 所	きらり	—	—	—	—
	さくらいろ 保育園	下石町 304-198 ☎44-8668	— 57 日目から 2 歳児	○	7:00~19:00 (7:00~19:00)

※全園で障がい児保育を行っていますが、障がいの程度によって受入ができない場合があります。

土岐市こども園等位置図



5 入園申込の流れ（4月入園の場合）

9月1日（火）～18日（金） 入園申込案内等配布



- ・各園で配布を行います。入園を希望する園でお受け取りください。
- ・市のホームページからダウンロードも可能です。

9月24日（木）～10月1日（木） 入園申込（一次申込）



- ・入園を希望する園によって提出書類等が異なります。
- ・P6～P8までをよくお読みいただき、申込みに必要な書類等をご用意ください。
- ・申込み受け付けを行う日時は、園ごとで指定されています。（P9）
原則、希望する園の受付日時でお申し込みください。
都合が悪い場合は、他園の日時でも受付可能です。

10月中旬 利用調整（P10～P12）



- ・申込者が受入れ可能人数を超えた園で実施します。
- ・利用調整の結果、希望の園に入園できない方には別途ご連絡します。
- ・10月末までにご連絡がない場合は、希望の園で内定となります。

11月下旬 入園面談（新入園児）



- ・11月上旬に別途案内を送付します。

1月 入園申込（二次申込）



- ・一次申込後、空きがある園で、申込みを受け付けます。
- ・詳細は、別途ホームページ等でご案内します。

2月～3月 健康診断・入園説明会（新入園児）



- ・2月上旬に案内を送付します。

3月上旬 入園申込（随時申込）



- ・二次申込後、空きがある園で、随時申込を受け付けます。
- ・詳細は、別途ホームページ等でご案内します。

3月下旬 決定通知



- ・入園決定者へ通知を送付します。

4月 入園

6 こども園（幼稚園部）

（１）入園できるこども

令和9年4月1日時点で土岐市に住民登録している（予定者含む）3歳児～5歳児までのこども。

（２）申込み方法

公立園	以下の（３）（４）参照
私立園	<u>各園にお問い合わせください</u>

（３）提出書類（公立園）

新入園児 在園児	☐ こども園等入園申込書兼施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 ☐ 入園申込書等提出チェックシート
新入園児	☐ 土岐市歳入金口座振替・自動払込利用申込書兼廃止届書 ※ <u>直接金融機関に提出してください</u>

- ・申込みは、こども1人につき1園1通に限ります。
- ・こども園保育園部・幼稚園等との併願はできません。併願していた場合はどちらの申込みも無効となります。
- ・令和8年1月2日以降に土岐市に転入された方は、申告の状況によって課税証明書等の提出を求める場合があります。

（４）受付日時

P9を確認いただき、入園を希望する園の指定日時に、上記（３）の書類をご提出ください。

（５）その他

- ・利用時間は8時30分～14時30分までです。
- ・小学校と同じように夏休み等の長期休暇があります。
- ・預かり保育は実施していません。
- ・私立こども園の幼稚園部に関しては、各園にお問い合わせください。

7 こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所

（１）入園できるこども

- ・令和９年４月１日時点で土岐市に住民登録している（予定者含む）生後５７日目～５歳児までのこども。
- ・保護者全員が(2)保育を必要とする理由のいずれかに該当し、こどもを家庭で保育することができないと認められる場合。

（２）保育を必要とする理由及び必要書類

保育を必要とする理由	認定基準	必要書類
①就労	１月に常時６０時間以上労働し、その労働によって収入を得ていること	㊦就労（予定）証明書
①就労（自営）		㊦就労（予定）証明書 ①自営を証明する書類の写し （最新の確定申告書・源泉徴収票）
②妊娠・出産	出産前後であること （産前６週、産後８週）	㊦母子手帳の表紙と出産予定日が明記されたページの写し
③疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいを持っていること	㊦医師の診断書（治療期間及び保育が困難である理由が明記されたもの）
④病人の看護等	同居の親族が長期にわたる病気等により常に看護や介護が必要な状態であること	㊦介護等状況申告書及び診断書など
⑤家庭の災害	火災や風水害、地震などにより、家庭を失ったり、家を破損したりしたため、その復旧をしていること	㊦罹災証明書
⑥求職活動	求職のための活動及び起業の準備等を継続的に行っていること（原則６０日まで）	㊦公共職業安定所のハローワークカードの写しなど
⑦就学	大学や専門学校（職業訓練校を含む）に在学していること	㊦在学証明書及び授業時間が確認できる書類
⑧虐待、DV	児童虐待のおそれや配偶者からの暴力などにより家庭で保育することが困難と認められること	
⑨育児休業中	年度途中に園児以外の育児休業を取得する場合など、育児休業前から保育所を利用しており、引き続き利用が必要と認められること	㊦勤務先の辞令など、育児休業期間がわかる書類
⑩親のいない家庭	死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいないこと	
⑪その他	保育が必要と市長が認める上記の事項に類する状態にあること	㊦その他保育を必要とすることが証明できる書類

(3) 保育の必要量の認定

- ・こども園（保育園部）等の利用にあたり、「保育の必要量」の認定を行います。保育標準時間・保育短時間の区分によって、利用できる時間及び保育料が異なります（保育料についてはP15～P16参照）。

保育標準時間	1日最大11時間（7:30～18:30）の中で 必要となる保育時間 主にフルタイム就労、月の労働時間が常時120時間以上の方が対象となります。 ※地域型保育事業所の保育時間については、事業所により異なるため、P3をご確認ください。
保育短時間	1日最大8時間（8:00～16:00）の中で 必要となる保育時間 主にパートタイム就労、月の労働時間が常時60時間以上の方が対象となります。 ※⑥求職活動、⑨育児休業中を理由とした利用の場合は、保育短時間の認定となります。

- ・保育時間は、最大限利用できる時間です。実際の利用にあたっては、就労時間等を踏まえた必要最低限の時間のみご利用いただけます。

(4) 提出書類（公立園・私立園・地域型保育事業所）

新入園児 在園児	☐ 入園申込書等提出チェックシート ☐ こども園等入園申込書兼施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 ☐ 保育を必要とする理由を確認する書類 （P7の㊦～㊩のいずれか）
新入園児	☐ 土岐市歳入金口座振替・自動払込利用申込書兼廃止届書 ※ <u>直接金融機関に提出してください</u> ※花園こども園・ときつこども園・地域型保育事業所の利用者は提出不要です。

- ・写しの提出が必要な書類については、必ず事前にコピーを取り、ご持参ください。
- ・提出の際は、チェックシートをよくご確認ください、書類の不備や不足がないようご注意ください。
- ・提出書類に虚偽等がある場合は、入園決定を取り消すことがあります。
- ・こども園幼稚園部・幼稚園等との併願はできません。併願していた場合はどちらの申込みも無効となります。
- ・令和8年1月2日以降に土岐市に転入された方は、申告の状況によって課税証明書等の提出を求める場合があります。

(5) 申込受付日時

【新入園の方】

原則、入園を希望する園の指定日時に（４）の書類をご提出ください。

入園希望園	受付日	受付時間	受付場所
妻木こども園	9月24日（木）	9時30分～12時	妻木こども園
駄知こども園		13時30分～16時	駄知こども園
ときつこども園	9月25日（金）	9時30分～12時	ときつこども園
肥田こども園		13時30分～16時	肥田こども園
花園こども園 花園あおぞら保育園	9月28日（月）	9時30分～12時	花園あおぞら保育園
		13時～16時	
西部こども園	9月29日（火）	9時30分～12時	西部こども園
濃南こども園		13時30分～15時	濃南こども園
泉こども園	9月30日（水）	9時30分～12時	泉こども園
		13時～16時	
久尻こども園	10月1日（木）	9時30分～12時	久尻こども園
みつばこども園		13時30分～16時	みつばこども園
上記以外の地域型保育事業所（はやし保育所・ひなたぼっこ保育園・土岐共同保育所たけのこ園・花園保育園おひさま・花園保育園きらり・さくらいろ保育園）については10月1日（木）までに各事業所に必要書類を提出してください。			

※入園希望園の指定する日時に都合がつかない場合は、他園の受付日に提出していただいても構いません。

【在園児で進級される方】

園が指定する日時までに（４）の書類を通園中の園にご提出ください。

※きょうだいで新入園の方がいる場合は、新入園の方の申込みにあわせてご提出ください。

※提出書類に不備や不足がある場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

※就労証明書を提出される方は、提出前に内容に誤りがないか確認してください。

※期限後の提出は、受け付けません。

8 利用調整

(1) 利用調整とは

入園希望者が、こども園等の受入れ可能人数を超えた場合に、一定の基準に基づき、優先度の高い方から入園決定を行い、希望の園へ入園できない方に、他園への異動等を相談・調整するものです。

また、3歳児→4歳児、4歳児→5歳児の進級児について、卒園まで利用しやすくし、転園等による園児の負担軽減を図るため、同じ園で進級する場合に限り、優先的に入園決定を行います。これは他園への転園を妨げるものではありません。

(2) 優先度の判定方法

未満児（0～2歳児）

P12の「基準指数表」に基づき、保育の必要性等を点数化し、点数の高い方から入園決定となります。同点の場合は、抽選により決定します。

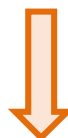
以上児（3歳児）

① 定員の範囲内において、校区内※1からの幼稚園部希望者を入園決定 ※2



- ・定員を超える場合は、きょうだいの同一園への入園が決定している方を優先します。
- ・上記の方法で入園が決定しない場合は、抽選を行います。

② 定員の範囲内において、保育園部希望者の入園決定



- ・定員を超える場合は、P12「基準指数表」に基づき、点数の高い方から入園を決定します。
- ・同点の場合は、抽選を行います。

③ 校区外からの幼稚園部希望者を入園決定

- ・①②の入園決定後、定員に空きがある場合に受入れ可能です。
- ・希望者が空き枠より多い場合は、きょうだいの同一園への入園が決定している方を優先します。
- ・上記の方法で入園が決定しない場合は、抽選を行います。

※1. 各園の校区はP3をご確認ください。

※2. 私立こども園の幼稚園部については、各園で入園決定を行うため、優先順位等が異なる場合があります。私立こども園の保育園部については、公立園と同様に、上記②の方法で入園決定を行います。

以上児（４・５歳児）

① 進級児は入園決定 ※



- ・令和８年７月３１日までに入園または入園申込しており、引き続き同じ園に進級する場合です。
- ・一次申込のみの優先です。二次申込以降は優先されません。

② 以上児（３歳児）と同じ

※進級時に幼稚園部⇔保育園部へ変更する場合も対象となります。ただし、私立園では保育園部から幼稚園部への変更ができない場合があります。園にご相談ください。

※進級児でも入園申込書や就労証明書等の提出は必要です。

（３）３歳児以上の受入れ可能人数の目安※１

区分	園	３歳児		４歳児※２		５歳児※２	
		幼稚園部	保育園部	幼稚園部	保育園部	幼稚園部	保育園部
公立	西部こども園	14	36	5	15	5	11
	妻木こども園	10	30	5	14	4	10
	濃南こども園	5	15	5	10	5	10
	駄知こども園	5	20	4	9	2	3
	肥田こども園	10	30	5	10	4	10
	みつばこども園	5	15	1	2	2※４	3※４
	泉こども園	5	25	—※３	1	—	—
	久尻こども園	5	35	1	3	1	3
私立	花園こども園	5	40	—	—	—	—
	ときつこども園	5	15	2	3	—	—

※１．目安のため、実際の受入れ人数とは異なる場合があります。

※２．４・５歳児の受入れ可能人数の目安は、在園児進級優先の対象者を差し引いた新規受入れ可能人数です

※３．「—」の部分は新規受入れ枠がないため、一次申込での入園申込受付は行いません。在園児の退園等によって受け入れ枠ができた場合、二次申込以降で新規受け入れを行う場合があります。

※４．みつばこども園の５歳児クラスができた場合は遊戯室を保育室として使用します。

こども園等入園基準指数表

令和9年度

1. 基準指数（保育の必要性の事由）

内 容	細 目		父	母	
①就労	外勤・内勤 自営業代表者 個人事業主	月に150時間以上就労しているもの（休憩除く）	10	10	
		月に120時間以上就労しているもの（休憩除く）	8	8	
		月に80時間以上就労しているもの（休憩除く）	6	6	
		上記以外で、月に60時間以上就労しているもの	4	4	
	自営業専従者 内職	月に150時間以上就労しているもの（休憩除く）	8	8	
		月に120時間以上就労しているもの（休憩除く）	6	6	
		月に80時間以上就労しているもの（休憩除く）	4	4	
		上記以外で、月に60時間以上就労しているもの	3	3	
②妊娠・出産	出産の前6週、後8週の間にあるもの		-	10	
③疾病・障がい	入院	長期の入院による療養を要するもの	10	10	
	居宅療養	常時臥床で医師が長期加療を要すると診断したもの	10	10	
		精神欠格で医師が長期加療を要すると診断したもの	8	8	
		比較的軽症であるが定期的に通院を要するもの	4	4	
	障がい	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳または療育手帳を所持するもの	1級またはA1、A2	10	10
			2級またはB1	8	8
			3級またはB2	6	6
④病人の看護等	入院付添	長期の入院の付き添いに当たっているもの	8	8	
	同居親族の看護等	被介護者が寝たきりで、日常生活全般の看護等に当たっているもの	7	7	
		被介護者の食事、排泄、通院など一部看護等に当たっているもの	5	5	
⑤家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たっているもの		10	10	
⑥求職活動	就労先は確定していないが求職活動中のもの		2	2	
⑦就学	大学等の学校や職業訓練学校等で月に120時間以上就学しているもの		8	8	
	〃 月に60時間以上就学しているもの		4	4	
⑧虐待、DVのおそれ	児童虐待またはDVのおそれがあると認められるもの		20	20	
⑨その他	上記に類する状況で保育が必要な状況にあるもの		上記指数を準用		

2. 調整指数（加算・減算）

内 容	細 目		点数
①ひとり親世帯	死別・離婚・行方不明等によるひとり親の世帯		+15
②生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯		+3
③生計中心者の失業等	生計の中心者が失業等で就労の必要性が高いと認められる場合		+3
④障がい児	入園する児童が身体障害者手帳、精神保健福祉手帳または療育手帳を所持する場合		+3
⑤きょうだい入園	きょうだいで、同じ園に同時に申し込む場合		+3
⑥育児休業明け	育休前にこども園等に入園しており、育休終了後に当該こども園等に入園する場合		+2
⑦進級児	現在こども園等を利用しており、進級する場合	同一園で進級	+2
		上記以外	+1
⑧地域型保育等の卒園児	地域型保育事業所等の年齢制限がある園を卒園し、他のこども園等へ入園する場合		+1
⑨保育料の滞納	保育料を正当な理由がなく滞納している場合		-10
⑩保育士等	市内において保育士・幼稚園教諭として就労する又は就労予定である場合		+4
⑪地域加算	住所地の学校区にあるこども園等に申し込む場合		+3
⑫育休延長の許容	希望するこども園等に入園できなければ、育児休業の延長も許容できる場合		

※⑫に該当する場合は、合計指数を0点とする

9 育休・産休について

令和9年度中に育休から復帰される方

令和9年度中に育休から復帰される方は、一次申込から入園申込ができます。入園するお子さんの年齢によって入園日が変わります。

(1) 0～2歳児

入園日	育休復帰の日から入園が可能 5日間の慣らし保育が必要です 育休復帰日の前5日間に慣らし保育を行うことができます
受付日時	P9をご確認ください

- ・育休復帰日を変更し、年度内に復帰しない場合は入園取消となります。
- ・申込み時点で生まれていないお子さんについても入園申込ができます。

(2) 3～5歳児

入園日	年度当初から入園が可能 ただし、新入園児の場合は5日間の慣らし保育が必要です
受付日時	P9をご確認ください
利用時間	育休期間中は保育短時間（8時～16時）又は幼稚園部

- ・保育園部で入園し年度内に育休復帰されなかった場合は、入園取消となります。また利用していた期間は私的契約（P21）となります。

令和9年度中に育休を取得される方

- ・園を利用中の方で、令和9年度中に園児以外の育休を取得される場合は、年度内に限り、保育短時間（8時～16時）で利用を続けることができます。
なお、3～5歳児は幼稚園部を利用いただくことも可能です。
- ・園児本人の育休を取得される場合は退園となります。

育休延長のため入園できない証明が必要な方

- ・入園できない証明（保留通知書）は年度ごとの発行となります。令和9年度の通知書が必要な場合は、令和9年3月頃から発行が可能です。
- ・証明の発行に当たっては1週間程度時間を要するため、提出時期等を会社に確認の上、手続きを進めてください。

令和9年度中に産休から復帰される方

令和9年度中に産休から復帰される方は、生まれたお子さんの入園について一次申込から入園申込ができます。

入園日	生後57日目から 入園日から5日間の慣らし保育が必要です
受付日時	P9をご確認ください

10 利用にあたっての注意事項（重要）

特にご注意いただきたいことを記載しています。必ずお読みください。

【全園共通】

保護者の退職等、家庭の状況に変更が生じた場合は、必ず通園中の園もしくは土岐市役所幼稚園・こども園課に連絡してください。

報告が必要な主な事項は以下のとおりです。

①退職 ②転職 ③出産 ④育休 ⑤休職 ⑥市外・市内転居 ⑦離婚・結婚 等

※報告が必要かどうか迷う場合は、自己判断せず、通園中の園もしくは土岐市役所幼稚園・こども園課にご相談ください。

【こども園】

1. 幼稚園部⇔保育園部の切り替えは事前に手続きが必要です。必ず変更申請書等の必要書類を通園中の園もしくは土岐市役所幼稚園・こども園課にご提出ください。
事前の手続きがない場合、希望する日からの切り替えができませんことがあります。
また、年度途中の保育標準時間への切り替えや保育標準時間の利用時間の延長は人員の配置等によりご希望に添えない場合があります。
2. 同学年の申込人数が著しく少なく、集団形成ができない場合、他学年との合同クラスの編成となることがありますので、ご了承ください。

【こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所】

1. 認定基準（P7）に該当し、自宅でこどもの保育を行うことができない場合のみ、利用できます。
2. 入園後に認定基準に該当しなくなった場合は、原則退園となります。
3～5歳児でこども園を利用している場合は、公立園であれば幼稚園部への異動が可能です。事前に手続きが必要です。私立園は園にお問い合わせください。
3. 認定基準に該当しない状態で、必要な手続きを行わず、利用を継続していた場合、遡って私的契約（P21）となり、利用料を徴収することがあります。私的契約の利用料は所得に応じた保育料ではなく、別に定める利用料を負担していただきます。
3歳児以上においても利用料が発生します。
4. 求職活動で園を利用する方は、原則入園後60日以内に、就労証明書等を提出いただきます。就労の認定基準に該当する場合は、園の利用を継続できます。就労しない場合は原則、退園となります。
5. 年度途中で保育を必要とする理由や就労時間等の変更により、保育標準時間⇔保育短時間の変更や保育標準時間内の利用時間の変更が可能です。人員の配置等によりご希望に添えない場合もあります。なお、変更の際は、変更申請等が必要となりますので、必ず手続きを行ってください。
6. 必要に応じて、認定基準に該当しているかの確認を行う場合があります。就労状況の確認のため、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

11 利用者負担額

(1) 保育料・副食費

対象		区分	月額	軽減※					
0～2歳児		保育料	別表のとおり	就学前のきょうだいが、同時にこども園等を利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料					
				きょうだい	例1		例2		
					状況	金額	状況	金額	
				① A	こども園	軽減なし	小3	-	
				② B(2歳)	こども園	半額	こども園	軽減なし	
				③ C(0歳)	こども園	無料	こども園	半額	
※例2における就学前の子は、Bさん・Cさんで、Cさんは2人目と判定されるため、保育料は半額になります。									
3歳児以上		保育園部	副食費	4,500円	就学前のきょうだいが、同時にこども園等を利用する場合、3人目以降は無料				
					きょうだい	例1		例2	
						状況	金額	状況	金額
					① A	こども園	軽減なし	小3	-
					② B(4歳)	こども園	軽減なし	こども園	軽減なし
					③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	軽減なし
※例2における就学前の子は、Bさん・Cさんで、Cさんは2人目と判定されるため、軽減の対象とはなりません。									
		幼稚園部	副食費	3,900円	小3までのきょうだい又は就学前のきょうだいが同時にこども園等を利用する場合、3人目以降は無料				
					きょうだい	例1		例2	
						状況	金額	状況	金額
					① A	こども園	軽減なし	小3	-
					② B(4歳)	こども園	軽減なし	こども園	軽減なし
					③ C(3歳)	こども園	無料	こども園	無料

※軽減については、上記に記載されているもののほか、所得の状況や家庭の状況により別途軽減の対象となる場合があります。

別表 未満児（0～2歳児）の保育料（予定）

（単位：円）

階 層		0 歳児		1～2 歳児	
		保育 標準 時間	保育 短時間	保育 標準 時間	保育 短時間
48,600 円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	6,750	6,000	6,500	5,800
	上記以外	13,500	12,000	13,000	11,600
48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,000	8,700	7,750
	上記以外	20,100	17,900	19,400	17,300
77,101 円以上 97,000 円未満		26,200	23,300	25,200	22,400
97,000 円以上 131,000 円未満		36,100	32,100	34,800	31,000
131,000 円以上 169,000 円未満		44,500	39,600	42,800	38,100
169,000 円以上 301,000 円未満		53,400	47,500	51,400	45,700
301,000 円以上 397,000 円未満		58,200	51,800	56,000	49,800
397,000 円以上		62,200	55,300	59,800	53,200

※生活保護世帯・非課税世帯は、0円です。

※ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯、特に困窮していると市長が判断した世帯です。

（２）算定方法

- ・保育料及び副食費は、保護者の「市町村民税額（住宅ローン控除等の税額控除がある場合は、税額控除前の額）」によって決定します。ただし、世帯の生計の主宰者が祖父母であると決定したときは、祖父母の税額で決定します。

→生計の主宰者とは、こども園等の入園児童を税や健康保険等の扶養家族としているなど世帯の所得の状況を総合的に判断し、決定します。生計の主宰者としての最低年収の基準は、非課税所得（児童扶養手当等）を含み、103 万円を目安とします。

- ・最新の税情報を反映するために、9月に保育料及び副食費の再算定を行います。

4月～8月	9月～翌3月
令和8年度市民税により算定 (R7.1.1～12.31 の所得に応じて課税)	令和9年度市民税により算定 (R8.1.1～12.31 の所得に応じて課税)

※確定申告等により市町村民税額に変更があった場合は、年度内に限り4月もしくは9月に遡って保育料を変更します。

- ・税額等が確認できない場合は最高額の階層に決定する場合があります。

(3) 納付方法

区分	対象	支払方法	支払先	振替日※
保育料	公立こども園 私立保育園	口座振替	土岐市	原則、毎月月末
	私立こども園 地域型保育事業所	各園の指定する方法で期日までに直接支払い		
副食費	公立こども園	口座振替	土岐市	原則、毎月月末
	私立こども園	各園の指定する方法で期日までに直接支払い		

※保育料及び副食費の振替日は毎月月末（12月 は 25 日）、休業日等の場合は翌営業日です。

※口座振替ができる金融機関等は以下のとおりです。

三菱 UFJ 銀行、大垣共立銀行・十六銀行・東濃信用金庫・陶都信用農協・東海労働金庫の本店・支店と郵便局（ゆうちょ銀行）

(4) 保育料・副食費の未納

- ・残高不足等で口座振替ができない場合や口座の登録がない場合は、こども園等を通して納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関で支払いしてください。納付書での支払いの場合、三菱 UFJ 銀行では振込手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・保育料・副食費の支払いがない場合、支給される児童手当を未納分に充当する手続きをご案内する場合があります。また、滞納が解消されない場合は、「差押」等の処分が執行されるほか、こども園等の入園決定の際に、優先順位が大幅に低くなりますのでご注意ください。3歳児→4歳児、4歳児→5歳児の進級児の優先も適用されません。

(5) その他の費用

- ・園により、保護者会会費や保険料、活動費等が発生する場合があります。
- ・園ごとに内容が異なるため、詳細は各園にお問い合わせください。

12 こども園等での生活

園生活に関する主な内容となります。私立園や地域型保育事業所については、異なる部分があるため、各園にご確認ください。

(1) 1日の生活

時間	以上児（3歳児以上）		未満児 （0～2歳児）
	幼稚園部	保育園部	
7時30分～		順次登園	
8時30分～	順次登園		
～14時30分	教育・保育 あそび 給食		保育 おやつ(午前) あそび 給食 午睡 おやつ(午後)
	降園	午睡 おやつ	
16時00分～		順次降園	

(2) 給食

- ・給食は、こども園等で調理します。
- ・未満児は、昼食、午前・午後のおやつを提供します。乳児については、保護者と相談の上、月齢と発達状況に合った食事を調理します。
- ・保育園部の以上児は、昼食、午後のおやつを提供します。幼稚園部は昼食のみ提供します。
- ・アレルギーについては相談の上、除去食等の対応を行います。

(3) 午睡（昼寝）

- ・保育園部の園児については、年間を通して行いますので、昼寝用の寝具を用意してください。サイズ等は各園にお尋ねください。
- ・幼稚園部の園児については、午睡は行いません。
- ・5歳児（年長児）については、原則、保育園部・幼稚園部ともに午睡は行いません。

13 園からのお願い（公立園）

公立園から、保護者の方への依頼事項となります。私立園や地域型保育事業所については、各園の案内にしたがってください。

（１）慣らし保育

新入園児においては、短い利用時間で園生活に慣れていただきます（慣らし保育）。慣らし保育終了後に、通常時間での利用となります。保護者の方のご協力をお願いします。なお、園児の状況により慣らし保育期間が異なることがあります。

（２）登園・降園

- ・お盆期間や年末年始等、仕事がお休みの場合は、なるべく家庭でお子さんと過ごしてください。必要な範囲内でのご利用に、ご理解・ご協力をお願いします。
- ・保護者が責任を持って送迎してください。
- ・保護者以外の方が送迎を行う場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡がない場合は、引き渡しできません。未成年の方の送迎はご遠慮ください。
- ・欠席する場合は、早めにご連絡ください。

（３）病気・ケガ等

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス、風疹や水痘等など学校において予防すべき伝染病等の病気にかかったときは、登園する際に医師の許可が必要となります。（診断書の提出は必要ありません）
- ・アレルギー体質、持病等のある方は、必ず申し出てください。
- ・発熱や下痢等体調の異常がある場合は、登園を控えてください。
- ・薬を持ってくる登園は、原則禁止です。アレルギー等により必要な場合は、事前に園へご相談ください。
- ・在園中のケガや発熱などの場合は、保護者の方にご連絡しますので、お迎えをお願いします。

※特に緊急なときは、園で病院等に直接お連れする場合があります。

（４）警報発令時等の対応

- ・暴風警報、危険警報及び特別警報の発令時は、こどもの安全を確保するため、園での受入れは行いません。登園はせず、自宅で待機してください。
- ・上記以外の警報発令時は、保護者の仕事の都合上、やむを得ない場合においては、受入れを行います。極力登園を見合わせ、自宅での待機にご協力ください。なお、こどもを預ける場合は、保護者の責任において、登園時の安全面等に十分ご注意ください。
- ・近年は、想定外の豪雨により、短時間で急激に河川が増水する等の危険が高まっています。特に河川に近い園においては、暴風警報、危険警報又は特別警報が発令さ

れていない場合においても、登園を見合わせていただくようお願いすることがありますので、ご理解ください。

- ・警報が解除になった場合の受入れについては、別途園よりご連絡します。解除される時間帯によっては、給食の提供ができない場合がありますのでご了承ください。
- ・登園後に暴風警報等が発令された場合は、園より今後の対応についてご連絡しますが、なるべく速やかにお迎えに来ていただくようご協力をお願いします。
- ・なお、急激な河川の増水や土砂崩れ等の危険がある場合は、こどもの命を第一に考え、避難場所への避難等、緊急の対応を取ることがあります。
- ・園においては十分な災害対策を講じますが、予測できない災害が各地で発生している現状を踏まえ、大雨等が予想される場合は、なるべくご家庭でお子さんの安全を確保していただくようご協力をお願いします。

（５）苦情や要望について

こども園等に寄せられた苦情や要望等に対して適切に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置しています。園に関する苦情や要望等は各園又は土岐市役所幼稚園・こども園課へ申し出てください。

（６）その他

- ・緊急連絡先、電話番号等に変更があった場合は、必ず園に報告してください。

14 年度途中での入園・広域入所・私的契約

(1) 年度途中での入園を希望される場合

引っ越しや就労などにより、年度途中でこども園等への入園を希望される場合は、以下のように入園申込を行ってください。

申込期間	入園希望日の1ヶ月前から申込みを受付 (育児休業後・産休後に入園を希望する場合を除きます。)
場 所	土岐市役所1階 幼稚園・こども園課
提出書類	6(3)または7(4)入園申込の提出書類と同じ
そ の 他	入園を希望されるこども園等において面談と健康診断を受けていただく必要があります。

(2) 市外の保育所等への入所を希望する場合

土岐市在住の方が、勤務時間の関係などにより市内のこども園等の保育時間内では勤務に支障が出る場合には、市外の保育所等を利用することも可能です。ただし、希望する保育所等の空き状況や保育所等所在市町村の事情等により入所できないこともあります。まずは、土岐市役所幼稚園・こども園課にお問合せください。

※瑞浪市の中京こども園は、空き状況によりますが、土岐市在住の方も受け入れ予定です。入園希望の方は、直接園にお問い合わせください。

【問い合わせ先】中京こども園 TEL：0572-68-5285

(3) 転出後も引き続き土岐市のこども園等の利用を希望する場合

転出先の市町村の依頼(協議)により、定員に余裕がある場合は土岐市内のこども園等を継続して利用することが可能です。詳細については、転出先の市町村でご確認ください。

(4) 私的契約

こども園等の定員等に余裕がある場合には、入園の基準に該当せず、保育の必要のないお子さんでもこども園等に入園できる場合があります。ただし、所得に応じた保育料ではなく、別に定める利用料を負担していただきます。私立園の私的契約利用料は園ごとに異なります。各園にお問い合わせください。

15 特別保育

(1) 医療的ケアが必要なお子さん

日常生活の中で医療的ケアが必要なお子さんも集団生活が可能であれば、こども園に入園することができます。お子さんの状況に応じて、適切かつ安全に医療的ケアと保育ができるよう、看護師を配置し、また関係機関と連携して対応します。入園を希望される場合は、条件等をご説明いたしますので、**必ず事前に土岐市役所幼稚園・こども園課までご連絡**ください。安全な保育の提供が難しい場合は、入園をお断りする場合もあります（現段階では、泉こども園のみで3歳児から受入れ可能です）。

(2) 支援が必要なお子さん

心身に障がいや発達の遅れがあるお子さんも集団生活が可能であればこども園等に入園することができます。園ではお子さんの発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中でそのお子さんの成長を応援できるように配慮した保育を行います。入園申込にあたって、成長について心配なこと、気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

※障がいや発達の程度により保育士の加配を行います。職員配置等の関係により、16時以降と土曜日については受入れができない場合もあります。

(3) 土曜日保育

土曜日保育は、保護者全員が就労等により家庭で保育できない場合に利用できます（きょうだいの参観日や運動会等では原則利用できません）。

公立こども園においては、泉こども園でのみ実施します。通常泉こども園を利用していない場合においても、土曜日に限り泉こども園をご利用していただきます。

※土曜日保育については給食の提供がありませんので、お弁当を持参してください。

(4) 延長保育

保育標準時間の規定時間（11時間）を超えて保育を希望する場合や保育短時間認定の方が規定時間（8時間）を超えて保育を希望する場合は延長保育扱いとなります。延長保育の利用には別途延長保育料が必要です。

公立こども園で延長保育を希望する場合、申込受付時に配布する延長保育申込書の提出が必要です。実際の利用の有無にかかわらず、申込みされた方からは延長保育利用料を徴収します。私立園・地域型保育事業所については、各園にお問合せください。

7:30	8:00		16:00	18:30	19:00
保育標準時間（11時間）				延長保育	
延長保育	保育短時間（8時間）			延長保育	

＜公立園の延長保育の取扱い＞

（延長保育利用料は次ページ参照）

<公立園の延長保育利用料（月額）>

①保育標準時間認定で、18:30～19:00 を利用

(単位：円)

階 層		0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4～5 歳児
市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	上記以外	300	300	200	200
48,600 円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	350	300	250	250
	上記以外	700	600	500	500
48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	500	450	400	350
	上記以外	1,000	900	800	700
77,101 円以上 97,000 円未満		1,200	1,200	1,100	1,000
97,000 円以上 131,000 円未満		1,700	1,600	1,200	1,100
131,000 円以上 169,000 円未満		2,100	2,000	1,300	1,200
169,000 円以上 301,000 円未満		2,500	2,400	1,300	1,200
301,000 円以上 397,000 円未満		2,700	2,600	1,300	1,200
397,000 円以上		2,900	2,800	1,400	1,200

②保育短時間認定で、7:30～8:00 又は 16:00～18:30 を利用

(単位：円)

階 層		0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4～5 歳児
市民税非課税	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	上記以外	500	500	400	400
48,600 円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	750	700	550	550
	上記以外	1,500	1,400	1,100	1,100
48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	1,000	950	650	600
	上記以外	2,200	2,100	1,800	1,700
77,101 円以上 97,000 円未満		2,900	2,800	2,400	2,200
97,000 円以上 131,000 円未満		4,000	3,800	2,700	2,500
131,000 円以上 169,000 円未満		4,900	4,700	2,900	2,700
169,000 円以上 301,000 円未満		5,900	5,700	3,100	2,800
301,000 円以上 397,000 円未満		6,400	6,200	3,100	2,900
397,000 円以上		6,900	6,600	3,200	2,900

※生活保護世帯は、いずれの場合も0円です。

※②の利用に加え、①も利用する場合は、①と②の利用料の合算となります。

※階層区分の判定や納付方法等は、保育料等と同様です。

※月途中の利用開始等、利用がひと月に満たない場合も、月額料金がかかります。

※私立園や地域型保育事業所の延長利用料については、各園にお問い合わせください。

16 よくある質問と回答

【4月入園の申込関係】

①入園を希望する園の申込受付日時に都合が悪く行けないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A. 希望園以外の受付日時でも提出可能です。

②市役所で入園申込を行うことは可能でしょうか？

A. 一次申込については、できません。

入園を希望する園の指定日時に申込手続きを行ってください。

③必要書類が揃わなくても申込みは可能ですか？

A. 申込みの受付は可能ですが、期日までに足りない書類をご提出いただく必要があります。

また、受入れ可能人数を超え利用調整となった際、必要書類が未提出の場合は、点数がつけられなくなることがあるため、ご注意ください。

④住民票が土岐市になくても申込みは可能ですか？

A. 申請時点で住民票が土岐市にない場合でも申込みは可能です。

ただし、令和9年3月31日までに住民票が土岐市にある必要がありますので、異動手続きの漏れがないようご注意ください。

⑤4月から就労を開始（就労先を変更）しますが、提出書類はどうしたらいいです

A. 4月から勤務する就労先で、就労証明書を記載いただき、ご提出ください。

申込み時点で就労先が決まっていない場合は、求職活動でお申し込みください。

⑥自営業の場合、確定申告書や源泉徴収票の提出が必要とされていますが、開業したばかりで、ありません。どうしたらよいでしょうか？

A. 開業届等、実際に事業を行っていることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

なお、翌年度以降は、必ず確定申告等を行っていただき、必要書類として添付いただく必要があります。

⑦出産予定の子の入園申込は可能ですか？

A. 保護者の育休復帰等、出産予定の子の保育の必要性があれば、申込みは可能です。

⑧ 4月に初めて入園しますが、4月1日から園を利用できますか

A. 4月入園の新入園児においては、園生活に慣れるため、以下の日程で慣らし保育を行います。（公立こども園の場合）

- ・入園式 4月5日（月）
- ・慣らし保育期間 4月6日（火）～4月12日（月）（給食を食べて降園）
慣らし保育期間の保育時間 8時30分～12時30分の範囲内
- ・通常利用 4月13日（火）～

なお、園児の状況によって5日以上になることもあります。当該期間においては、保護者の方のご協力をお願いします。

令和8年度中に通園していた園児は慣らし保育を行わず、4月1日から園を利用できます。

私立園の慣らし保育については、各園にお問い合わせください

【利用関係】

⑨就労先が遠方ですが、利用時間は通勤時間を考慮しますか？

A. 通勤時間は考慮し、利用時間を設定します。

⑩家族の仕事を無償で手伝っていますが、就労と認定できますか？

A. 園の利用における「就労」は、収入が発生する労働を指します。そのため、無償の場合は、「就労」の認定はできません。

【育休関係】

⑪ 1週間程度の育休を取得しますが、手続きは必要ですか

A. 保護者が育休を取得する場合は取得される期間にかかわらず、手続きが必要です。

園又は土岐市役所幼稚園・こども園課へ申し出てください。

育休を取得されている期間は、保育短時間（8時～16時）での利用となります。

なお、園児本人の育休を取得する場合は退園となります。

⑫育休復帰で年度途中から園を利用する場合、復帰日前に慣らし保育をすることはできますか

A. 育休復帰で年度途中から園を利用する場合、復帰日の前5日から慣らし保育をすることができます（土日祝除く）。ただし、慣らし保育開始日（公立園は4月6日）より前から慣らし保育をすることはできません。

